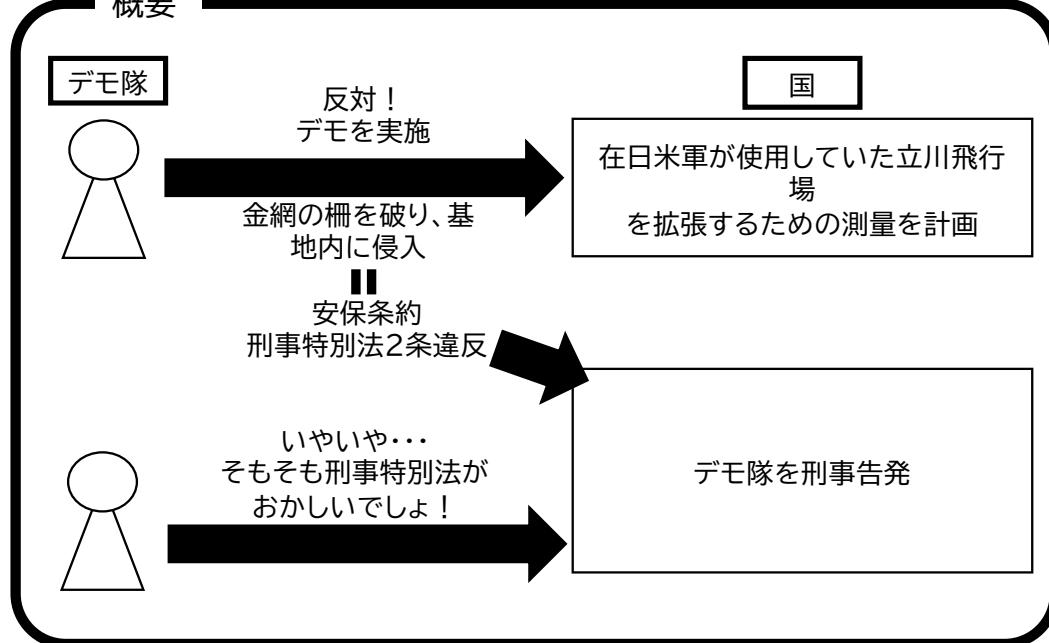


## No.01 砂川事件

### 概要



### ★砂川事件のポイント

- ①争点は「駐留米軍」と「安保条約」
- ②地裁はともに違憲判決(伊達判決)
- ③跳躍上告で第二審が最高裁判所へ
- ④最高裁は「駐留米軍」は合憲、「条約」は統治行為論で判断回避

### ※統治行為論

政治性の高い問題については、司法の審査の範囲外であるから、  
審理できないという考え方  
(→司法消極主義と批判の声も…)

### 東京地裁(第一審)

#### 争点

- ①憲法9条の解釈は？
- ②在日米軍の駐留目的は？
- ③在日米軍は憲法9条2項の「戦力」じゃね？
- ④刑事特別法ってそもそも合憲？

#### 判旨

- ①憲法9条解釈は憲法の理念を十分考慮してなされるべき
- ②駐留目的は日本の防衛に限定されない
- ③在日米軍は「戦力」に該当する
- ④刑事特別法2条は違憲無効(憲法第9条違反)

跳躍上告

### 最高裁(上告審)

#### 争点

- ①憲法9条は自衛権を否定している？
- ②憲法9条2項が保持を禁止する「戦力」って？
- ③安保条約への違憲審査権の行使のありかたとは？
- ④在日米軍の駐留は憲法9条違反か？

#### 判旨

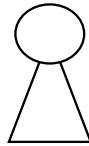
- ①憲法9条は自衛権を否定していない
- ②「戦力」とはわが国が主体となって指揮権・管理権行使しうる戦力
- ③一見極めて明白に違憲無効と認められない限り司法審査権の範囲外
- ④米軍の駐留が違憲無効であることは一見極めて明白とは認められない

## No.02 長沼ナイキ事件

### 概要

デモ隊

反対！



国有保安林の  
指定解除処分は  
おかしいでしょ！

国

北海道長沼町に  
航空自衛隊第3高射群のミサイル  
基地の設置を計画。  
そのために国有保安林の  
指定解除処分を行う。

### 札幌地裁(第一審)

#### 争点

- ①平和的生存権は法的効力をもつ？
- ②憲法判断は必要な場合以外には回避すべき？
- ③憲法前文の意義とは？ ④憲法9条の意味とは？
- ⑤自衛隊は合憲か？

#### 判旨

- ①平和的生存権は取消訴訟提起の基礎たる「法律上の利益」
- ②一定の要件をみたせば違憲判断義務が生じる
- ③前文は平和主義が現行憲法の支柱の一つであることを示す
- ④憲法9条は一切の軍事力を放棄している
- ⑤自衛隊は違憲

### 札幌高裁(控訴審)

#### 争点

- ①平和的生存権の裁判規範としての性質は？
- ②自衛隊は合憲か？

#### 判旨

- ①生存権の裁判規範としての性質はない
- ②高度の政治性をもつ国家行為については裁判所の審査は及ばず、  
自衛隊は、「一見極めて明白に侵略的なものであるとはいえない」か  
ら  
憲法9条に反するか否かという司法判断の対象とはならない

### 最高裁(上告審)

#### 争点

- ①代替施設整備は訴えの利益を失わしめる？
- ②跡地利用たる基地設置による不利益は原告適格を基礎づけるか

#### 判旨

- ①訴えの利益は消滅する
- ②保安林指定解除処分と跡地利用の間の因果関係は切断され  
原告適格は基礎づけられない

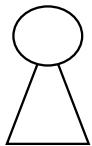
#### ★長沼ナイキ基地訴訟のポイント

- ①争点は「自衛隊」
- ②地裁は違憲判決(福島判決)
- ③高裁は統治行為論で判断回避
- ④最高裁は上告請求を棄却し、高裁の判決を支持

## No.03 恵庭事件

### 概要

被告人

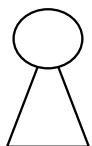


うるせえ！

演習に使用中の  
通信線をペンチで切

断

自衛隊法121条  
防衛用器物損壊罪



いやいや…  
切断行為は自衛隊法  
121条違反じゃない！

国

島松演習場での陸上自衛隊などの  
砲・爆撃演習の騒音を発生

被告人を刑事告発

## 札幌地裁(第一審)

### 争点

- ①演習用通信線の切断行為は自衛隊法121条に該当する？
- ②自衛隊および自衛隊法の違憲審査は必要？

### 判旨

- ①罪刑法定主義は厳格解釈を要請し構成要件に該当しない。
- ②違憲審査権は必要な限度のみで行使できる。  
違憲審査権を行使しうるのは、具体的な法律上の争訟の裁判においてのみであるとともに、具体的争訟の裁判に必要な限度にかぎられる。

### 自衛隊法第121条

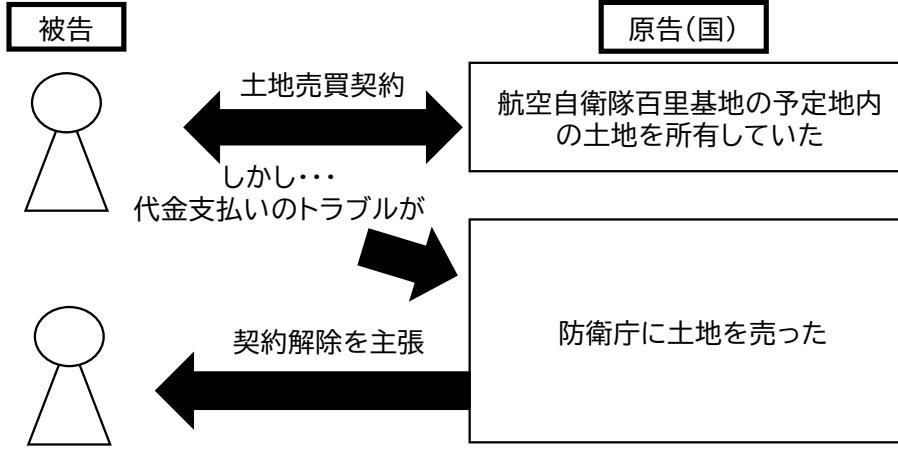
自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

### ★恵庭事件のポイント

- ①被告人は無罪
- ②無罪なので違憲判断は不要
- ③違憲判断をしないために無罪にした？？→肩すかし判決

## No.04 百里基地訴訟

### 概要



### 最高裁(上告審)

#### 争点

- ①自衛隊基地建設目的の土地売買は憲法98条1項の「国務に関するその他の行為」に該当する？
- ②憲法9条は私法上の行為に直接適用される？
- ③自衛隊との間で私法上野契約を締結することは民法90条に違反する？

#### 判旨

- ①私法上の行為は「国務に関するその他の行為」に該当しない
- ②私法上の行為に憲法9条は原則として直接適用されない
- ③自衛隊との間で締結する私法上の契約は民法90条に違反しない

#### 民法第九十条

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

### ★百里基地訴訟のポイント

- ①地裁では統治行為論。
- ②憲法は私法上の行為に直接適用なし